

秋田支部の令和8年度保険料率に係る特例的な取扱いについて

- 当支部の令和8年度保険料率は、**10.02%**(令和7年度:10.01%)と算定されています。(資料1-1のとおり)
- 今般、政府全体の方針を踏まえ、厚生労働省から協会本部に対して、平均保険料率0.1%の引下げにもかかわらず、令和8年度都道府県単位保険料率が上昇する支部に関して、特例的に、令和7年度保険料率と同率に据え置く方向で対応するよう極めて強い要請がありました。
- その際、本来の令和8年度都道府県単位保険料率との差分については、次年度以降、複数年度で調整して平準化を図る措置が検討されています。
- これらを踏まえ、当支部の令和8年度の保険料率は、令和7年度保険料率と同率の**10.01%**に据え置くこととして支部評議会での議論を行いました。